

令和8年度「産学連携スタート補助金事業」公募要領

事業の目的

産学連携スタート補助金事業(以下、「本事業」という)は、県内の中小企業等が抱える新技術、新製品、新サービスの開発等に伴う諸問題について、大学等と初めて共同研究や委託研究等によって解決しようとする産学連携の取組に対し、申請企業に対し補助金を交付することにより、支援します。

これまで費用負担等がネックとなり、共同研究に踏み出せなかった県内中小企業の背中を押し、産学連携の初めの一歩となることを期待します。

具体的には、企業から共同研究計画(大学等の研究者と共に行おうとする研究の計画)を申請いただき(契約締結前)、これを審査し、採択された場合にその費用の一部を補助します。(下図参照)

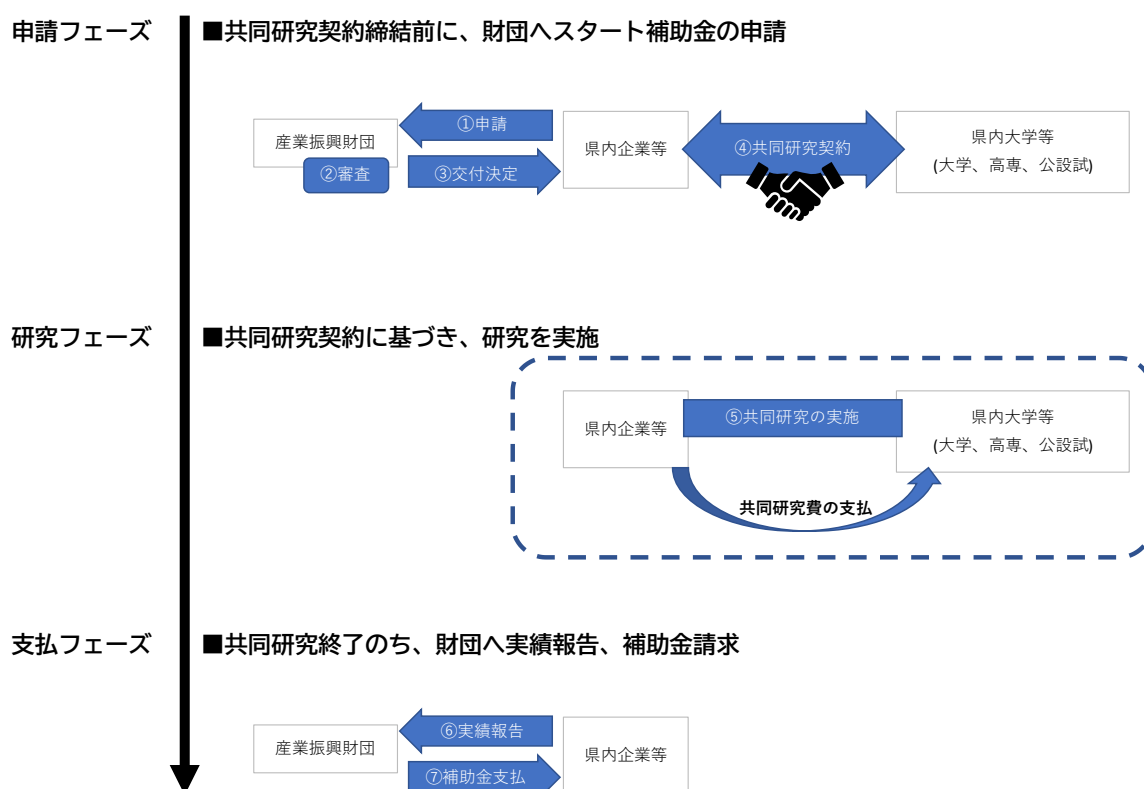


図 産学連携スタート補助金 スキーム

1. 申請要件

申請する共同研究計画は、以下の要件を満たすこととします。

- ①申請者は、大学等と初めて共同研究契約を締結しようとする県内の中小企業等※1※2とする。
- ②公募開始以降、令和8年度中に「共同研究契約の締結～共同研究の完了～財団への実績報告」までを確実にを行う計画であること。
- ③大学、高等専門学校、公設試験場の研究者等との間に、具体的な新技術・新製品・新サービス等の開発に関する研究テーマや課題を有すること。(共同研究、委託研究、委託試験、調査・分析、技術指導)

【上記①に関し、以下の場合は申請要件を満たしません】

○県税の未納がある中小企業者等

○法人税、消費税及び地方消費税の未納がある中小企業者等

○法令等で定められた費用の未納付(社会保険料等)やその他法令等に違反している中小企業者等

2. 実施方法

- ①申請者は、大学等の研究者と研究内容を調整し、所定の様式(様式第1号「産学連携スタート補助金交付申請書」)により提出してください。
- ②申請額は、大学等と締結しようとする契約金額の4分の3以内とし、上限100万円とします。
- ③本事業の採否は、申請書に基づき選考委員会で審査を行い決定します。
- ④採択された場合、速やかに共同研究契約を締結し、共同研究に着手してください。共同研究契約は、必ず交付の決定後に締結してください。

3. 申請手続き・補助事業期間と実績報告等のスケジュール

- 公募期間: 令和8年4月13日(月)から令和8年9月30日(水)
随時受付。ただし、補助金の予算額に達し次第、受付を終了しますので、計画がある場合は早めにご相談ください。
- (2)補助事業期間: 交付決定日から共同研究契約の終期までとし、令和9年2月26日(金)を限度とします。
 - (3)実績報告: 当該補助事業が完了した時は、実績報告書を提出してください。実績報告書は、事業が完了した日の翌日から起算して20日以内又は令和9年3月19日(金)のいずれか早い日まで提出ください。

4. 審査

(1)審査の方法

申請された計画の審査は、財団研究開発支援室内に設置する選考委員会により実施します。提出された申請書の内容について書面審査を行い、後述の「(2)審査の観点」に基づき選考いたします。審査の過程において、申請内容等についての問い合わせを行う場合があります。

なお、審査の経過についてのお問い合わせには応じられません。また、提出された申請書は返却しませんのでご了承ください。申請書は審査以外の目的には使用しません。

(2)審査の観点

審査は、以下①～③の観点に基づき総合的に実施します。なお、共同研究マインドを醸成するという本事業の目的に鑑み、これまで長崎県及び当財団の補助金の利用実績が少ない企業の申請計画を、優先的に採択します。

①妥当性(注 産学連携スタート補助金事業計画書(様式第2号)「4. 申請の内容」(2)欄で審査)

- 解決したい課題が明確であるか
- 本共同研究の実施により、その課題解決が期待できるか
- 課題解決された際の効果や利益について具体的に把握しているか

②実現可能性(注 同事業計画書(様式第2号)「4. 申請の内容」(3)欄で審査)

- 目標達成のために克服すべき問題点あるいは技術的な課題点等を的確に把握し、その解決策について具体的かつ適切な提案となっているか
- 上記提案に対する研究期間や役割分担が妥当か

③将来性(注 同事業計画書(様式第2号)「4. 申請の内容」(4)欄で審査)

- 共同研究終了後、新たな共同研究への発展や外部資金獲得(各種助成金・プロジェクト等への申請など)による研究への発展が期待できるか

(3)審査結果の通知等

審査の結果については、採否に関わらずメール等で通知します。

(4)審査に携わる関係者の秘密保持

審査に携わる関係者は、一連の審査で知り得た一切の情報を、当該関係者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、当該情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること、などの秘密保持を遵守することが義務付けられています。

5. 申請書の提出等

(1)提出書類

産学連携スタート補助金交付申請書(様式第1号) 添付書類を含む1式

(2)提出先

公益財団法人 長崎県産業振興財団 研究開発支援室

〒856-0026 大村市池田2丁目 1308-8

TEL:0957-52-1138 e-mail:oomura@joho-nagasaki.or.jp

※1 「県内の中小企業等」とは、長崎県内に主たる事業所又は支店等を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者のうち、従業員数100名未満の法人とします。

※2 「県内の中小企業等」であっても、みなし大企業は対象外とします。

「みなし大企業」とは、以下の企業者です。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業※3が所有している中小企業。
- ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業。
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ④その他上記①から③に相当すると認められる中小企業。

※3 「大企業」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者とします。